平成３０年（フ）第５１１号
埼玉県上尾市井戸木２丁目20番地５　エレガントカモガワ303
債務者　岩崎　英樹
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第５１２号
埼玉県上尾市井戸木２丁目20番地５　エレガントカモガワ303
債務者　岩崎　京子
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第５４１号
埼玉県久喜市南３丁目２番35号　ベルピア久喜４－２　103号室
債務者　清井　　剛
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第５９１号
埼玉県南埼玉郡宮代町川端３丁目12番６－１号　レオネクストｗｉｎｂｏｏｍ206号
債務者　下稲葉智子（旧姓早川）
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第６１８号
埼玉県川口市芝高木２丁目７番12号　アイコーポＢ棟201号
債務者　氏家　太郎
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第６１９号
埼玉県川口市芝高木２丁目７番12号　アイコーポＢ棟201号
債務者　氏家　佳世
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第６３５号
埼玉県上尾市大字小敷谷845番地１　西上尾第一団地２－６－505
債務者　葛原　直哉
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第６４５号
埼玉県新座市野火止５丁目15番32号　コーポ高橋301号室
債務者　新城　友生
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第６５６号
埼玉県蕨市塚越１丁目12番９号　並木ハイツ102号、旧住所埼玉県蕨市塚越１丁目５番15号　スカイハイツ東山603号
債務者　竹内　幸子
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第２２７号
埼玉県春日部市谷原２丁目10番地８　第２春日部マンション319号
債務者　大島　真理
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日までさいたま地方裁判所川越谷支部破産係

平成３０年（フ）第２０８号
埼玉県飯能市緑町12番地４　コンフォート・スクウェアーＢ202
債務者　青木　良介
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日までさいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第２４０号
埼玉県ふじみ野市北野１丁目10番２号
債務者　木崎　惠真（旧姓中島）
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日までさいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第２４１号
埼玉県所沢市中新井２丁目669番地の７
債務者　比嘉　　愛（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日までさいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第２４２号
埼玉県狭山市鵜ノ木25番９号　県営１－103
債務者　林　　晃秀
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日までさいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第２６８号
埼玉県川越市大字今福1738番地４　（今福団地１号棟105号室）
債務者　佐野みどり
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日までさいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第１０６号
静岡県沼津市下河原町79番地　エンゼルハイム下河原605号
債務者　遠藤　有紀
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成３０年（フ）第７０３号
札幌市厚別区もみじ台西２丁目１番６－304号
債務者　大巻　竜二
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第７３６号
札幌市厚別区厚別南４丁目７番12号　厚南ハイツＢ－202
債務者　山科　耕一
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで札幌地方裁判所民事第４部